

後見等申立てセット

必要な書類をこの冊子からはずしてご利用ください。

- 1 申立てを行う前に、「後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて」、「後見等開始の申立てをお考えの方へ」と書かれた書面と別添「成年後見人ハンドブック」をお読みいただきますようお願いいたします。
- 2 チェックリストを見て、申立てに必要な書面等をご用意ください。
- 3 **和歌山家庭裁判所本庁に後見・保佐・補助開始の申立てをされる方**
すべての書面等がそろいましたら、裁判所に持参又は郵送にて申立書を提出してください。
 - (1) 成年後見等の開始の審理のためには、提出された診断書により明らかに鑑定不要と認定できる場合を除き、原則として鑑定が必要となりますのでご了承ください。
 - (2) 後見開始の申立てをされた方には、申立書を提出された後、後見人候補者と共に事情をお伺いする申立面談にお越しいただく必要があります。面談の日程については、裁判所から後日連絡させていただきます。
 - (3) 保佐・補助開始の申立てをされた方には、本人調査等の必要があるため、後日裁判所から連絡をさせていただきます。
- 4 **和歌山家庭裁判所田辺支部、御坊支部又は新宮支部に後見・保佐・補助開始の申立てをされる方**
裁判所によって、申立人面談の有無や時期など、手続の進め方が異なりますので、申立てをする裁判所に、申立書等を持参又は郵送される日を連絡し、説明を受けてください。

本庁	和歌山市二番丁1	電話073-428-9951
田辺支部	田辺市新屋敷町5	電話0739-22-2815
御坊支部	御坊市湯川町財部515-2	電話0738-22-0006
新宮支部	新宮市千穂3-7-13	電話0735-22-2007

和歌山家庭裁判所